

第17回 定例農業委員会総会議事録（第24期）

1 日時 令和3年11月25日（木）8時55分～9時32分

2 場所 阿久根市役所大会議室

3 出席委員（11名出席）

②中野 和徳 ③石原 勇一郎 ④園田 勇一 ⑤栢 幸三
⑥田嶋 輝男 ⑦高原 熊夫 ⑧尻無濱 俊幸 ⑨富永 勝志
⑩樫八重 玲子 ⑪白濱 和利 ⑫石坂 務

出席農地利用最適化推進委員（7人出席）

○辻 喜久男 ○竹原 長政 ○小田 新一 ○山口 幸春 ○白肌 正
○石原 岩雄 ○尾上 進

4 欠席委員

なし

5 遅刻委員

なし

6 議事日程

議案第55号 農用地利用集積計画（農地中間管理事業分）について
議案第56号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第57号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案第58号 非農地証明願いについて
議案第59号 農用地利用集積計画について

7 農業委員会事務局等出席職員

○農業委員会事務局 園田 豊（事務局長）
鍋藤 雄太（管理係長）
岩崎 展幸（管理係）
川畑 幸博（管理係）
奥 裕太（管理係）
○農政課 京田 雄哉（農政管理係）

議長 （石坂 務）

只今、現在11名の出席であります。農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、総会が成立していることをご報告いたします。

これより第17回定例農業委員会総会を開会します。

議長 （石坂 務）

日程第1、議事録署名委員の指名ですが、議長において、3番石原勇一郎委員、4番園田勇一委員をご指名いたします。

議長 （石坂 務）

日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

会期は、本日1日限りとしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

委員 ～異議なしの声あり～

議長 （石坂 務）

異議なしと認めます。

よって、第17回 定例農業委員会総会は、本日1日限りと決定いたしました。

なお議事日程については、お手元に配布してある日程表のとおりですので、ご了承願います。

議長 （石坂 務）

日程第3、諸報告であります。

私は、11月1日、日置市において県下各市農業委員会連絡協議会があり出席しました。また、11月9日市役所において九州農政局鹿児島県拠点地方参事官が来庁され、女性農業委員の登用の要望があり出席しました。また、11月12日、風テラスあくねにおいて、市民表彰式が開催され、出席しました。また、11月19日、元気だぞ！いずみ農業がABCパレスで開催され出席しました。その中で、10番委員、樫八重委員の発表がありましたので御報告しておきます。私からは以上であります。皆さま方からありましたら、その他のところをお願いいたします。

議長 （石坂 務）

日程第4 議案第55号 農用地利用集積計画の農地中間管理事業分についてを議題といたします。但し石原岩雄推進委員、及び11番白濱和利委員が、議事参与の制限に該当する案件がございますので、議事参与分以外を先に審議いたします。それでは、農政課の説明を求めます。

農政課（京田 雄哉）

それでは議案第55号，農用地利用集積計画の農地中間管理事業分，令和3年第10号についてご説明いたします。

（資料にて説明）

以上です。

議長（石坂 務）

農政課の説明が終わりました。これより質疑を許します。

質疑ありませんか。

委員 ～質疑なしの声あり～

議長（石坂 務）

質疑なしと認めます。お諮りいたします。

本件については原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

委員 ～異議なしの声あり～

議長（石坂 務）

異議なしと認めます。

よって，本件については原案のとおり決定いたします。

次に議事参与分を審議いたしますので，石原岩雄推進委員は退席を願います。

（石原岩雄農地利用最適化推進委員退席）

議長（石坂 務）

それでは，農政課に説明を求めます。

農政課（京田 雄哉）

議事参与分について説明をいたします。

（資料にて説明）

以上です。

議長（石坂 務）

農政課の説明が終わりました。これより質疑を許します。

質疑ありませんか。

委員 ～質疑なしの声あり～

議長 (石坂 務)

質疑なしと認めます。お諮りいたします。

本件については原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

委員 ～異議なしの声あり～

議長 (石坂 務)

異議なしと認めます。

よって、本件については原案のとおり決定いたします。

石原岩雄推進委員の着席を求めます。

(石原岩雄農地利用最適化推進委員着席)

議長 (石坂 務)

続きまして、議事参与分を審議いたしますので、11番白濱和利委員は退席を願います。

(11番白濱和利農業委員退席)

議長 (石坂 務)

それでは、農政課に説明を求めます。

農政課 (京田 雄哉)

続きまして、議事参与分について説明をいたします。

(資料にて説明)

以上です。

議長 (石坂 務)

農政課の説明が終わりました。これより質疑を許します。

質疑ありませんか。

委員 ～質疑なしの声あり～

議長 (石坂 務)

質疑なしと認めます。お諮りいたします。

本件については原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

委員 ～異議なしの声あり～

議長 (石坂 務)

異議なしと認めます。

よって、本件については原案のとおり決定いたします。

1 1 番白濱和利委員の着席を認めます。

(1 1 番白濱和利農業委員着席)

議長 (石坂 務)

日程第5, 議案第56号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 (奥 裕太)

それでは、議案第56号についてご説明いたします。議案書の3ページ, 4ページをご覧ください。今回農地法第3条の申請は、所有権移転が7件です。

整理番号1について、地図は1ページです。

譲受人は〇〇 〇〇氏で、譲渡人は〇〇 〇〇氏です。権利の種類は所有権移転の贈与です。

申請の理由は、経営規模拡大です。譲受人は、労働力、下限面積等につきましても許可要件を満たしており、また、農業経験年数も十分ありますので、これから効率よく耕作されていくものと考えます。

続きまして、整理番号2について、地図は3ページです。

譲受人は〇〇 〇〇氏で、譲渡人は〇〇 〇〇氏です。権利の種類は所有権移転の売買です。

申請の理由は、経営規模拡大です。譲受人は、労働力、下限面積等につきましても許可要件を全て満たしており、また、農業経験年数も十分ありますので、これから効率よく耕作されていくものと考えます。

続きまして、整理番号3について、地図は7ページです。

譲受人は〇〇 〇〇氏で、譲渡人は〇〇 〇〇氏です。権利の種類は、所有権移転の贈与です。

申請の理由は、受贈です。譲受人は、こちらにつきましても許可要件を満たしており、また、農業経験年数も十分ありますので、これから効率よく耕作されていくものと考えます。

続きまして、整理番号4について、地図は8ページです。

譲受人は〇〇 〇〇氏で、譲渡人は〇〇 〇〇氏です。権利の種類は、所有権移転の売買です。

申請の理由は、受贈です。譲受人は、労働力、下限面積等につきましても許可要件を全て満たしており、また、農業経験年数も十分ありますので、これから効率よく耕作されていくものと考えます。

続きまして、整理番号5について、地図は9ページです。

譲受人は〇〇 〇〇氏で、譲渡人は〇〇 〇〇氏です。権利の種類は、所有権移転の贈与です。

申請の理由は、受贈です。譲受人は、こちらにつきましても許可要件を全て満たしており、これから効率よく耕作されていくものと考えます。

続きまして、整理番号6について、地図は10ページです。

譲受人は〇〇 〇〇氏で、譲渡人は〇〇 〇〇氏です。権利の種類は、所有権移転の贈与です。

申請の理由は、受贈です。譲受人は、こちらにつきましても許可要件を全て満たしており、農業経験も十分ありますので、これから効率よく耕作されていくものと考えます。

続きまして、整理番号7について、地図は、11ページです。

譲受人は〇〇 〇〇氏で、譲渡人は〇〇 〇〇氏です。権利の種類は、所有権移転の売買です。

申請の理由は、農業を開始するためです。譲受人は、こちらにつきましても許可要件を満たしており、これから効率よく耕作されていくものと考えます。

なお、議案書に記載してあるとおり、農地法3条第2項各号に該当しておらず、要件のすべてを満たすものと考えます。以上で説明を終わります。

議長 (石坂 務)

事務局の説明が終わりました。

次に、調査委員の報告を求めます。

8番委員 (尻無濱 俊幸)

議案第56号にかかる調査は、11月10日に、「9番委員」及び私並びに事務局担当職員で行いました。就労日数、耕作面積などに問題はなく、営農にも積極的に取り組んでおられます。申請地の耕作意思も確認いたしました。したがって、調査結果は許可相当であります。

議長 (石坂 務)

調査委員の報告が終わりました。これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

委員 ~質疑なしの声あり~

議長 (石坂 務)

質疑なしと認めます。お諮りいたします。

本件についての調査員の報告は、許可相当であります。調査員の報告のとおり、許可することにご異議ありませんか。

委員 ～異議なしの声あり～

議長 (石坂 務)

異議なしと認めます。よって、本件については、原案のとおり許可することに決定いたします。

議長 (石坂 務)

日程第6，議案第57号 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局(岩崎 展幸)

議案第57号について説明いたします。今月の農地法第5条第1項の規定による許可申請は7件です。整理番号順に御説明いたします。

整理番号1の事件は、工場・駐車場への転用を目的とする売買による所有権移転です。申請地は、市役所から南東〇〇キロメートルのところに位置し、農業公共投資の対象となっていない10ヘクタール未満の規模の一団の農地の区域内にある農地であることから、第2種農地に該当します。申請譲受人は、〇〇にある〇〇です。譲受人は、現在の工場の規模では生産受注に対応できなくなり、申請地を新たな工場及び駐車場として利用するため本件を申請されました。敷地の雨水は側溝へ流水されます。その他申請書類の審査の結果については、農業委員会意見書及び審査票のとおりです。

整理番号2の事件は、貸駐車場への転用を目的とする売買による所有権移転です。申請地は、市役所から南東〇〇キロメートルのところに位置し、農業公共投資の対象となっていない10ヘクタール未満の規模の一団の農地の区域内にある農地であることから、第2種農地に該当します。申請譲受人は、本市に居住する〇〇 〇〇氏です。譲受人は駐車場が不足していることから申請地を貸駐車場へ転用し、会社に貸し付けるため本件を申請されました。敷地の雨水は側溝に流水されます。その他申請書類の審査の結果については、農業委員会意見書及び審査票のとおりです。

整理番号3の事件は、一般住宅への転用を目的とする所有権移転です。申請地は、市役所三笠支所から北〇〇キロメートルのところに位置し、農業公共投資の対象となっていない10ヘクタール未満の規模の一団の農地の区域内にある農地であることから、第2種農地に該当します。申請譲受人は、本市に居住する〇〇 〇〇氏です。譲受人は現在、借家に住んでおり、手狭となったことから、申請地に住宅を建築するため本件を申請されました。敷地の雨水は側溝へ流水されます。その他申請書類の審査の結果については、農業委員会意見書及び審査票のとおりです。

整理番号4の事件は、資材置場への転用を目的とする賃借権の設定です。申請地は、市役所三笠支所から南〇〇キロメートルのところに位置し、農業公共投資の対

象となっていない10ヘクタール未満の規模の一団の農地の区域内にある農地であることから、第2種農地に該当します。申請借人は、本市に事務所がある〇〇です。借人は自社の資材置場が手狭となっていることから、資材置場と通路に転用し、利用するために本件を申請されました。なお、申請地は既に造成工事がされており、この理由について貸人から、自宅の隣接地であり、自分の土地でもあることからと安易な考えで造成工事を始めてしまい、資材置場として利用してしまったと始末書が提出されています。敷地の雨水は自然流下により流水されます。その他申請書類の審査の結果については、農業委員会意見書及び審査票のとおりです。

整理番号5の事件は、通路への転用を目的とする売買による所有権移転です。申請地は、市役所から南南東約〇〇キロメートルのところに位置し、農業公共投資の対象となっていない10ヘクタール未満の規模の一団の農地の区域内にある農地であることから、第2種農地に該当します。申請譲受人は、本市に居住する〇〇 〇〇氏です。譲受人は現在、申請地の奥の方に住んでいますが、住宅への通路が無いため、申請地を通路として利用するため本件を申請されました。敷地の雨水は側溝へ流水されます。その他申請書類の審査の結果については、農業委員会意見書及び審査票のとおりです。

整理番号6の事件は、駐車場への転用を目的とする売買による所有権移転です。申請地は市役所から南南東〇〇キロメートルのところに位置し、農業公共投資の対象となっていない10ヘクタール未満の規模の一団の農地の区域内にある農地であることから、第2種農地に該当します。申請譲受人は、本市に居住する〇〇 〇〇氏です。譲受人は申請地の近くに実家がありますが、駐車場が無いため本件を申請されました。敷地の雨水は側溝へ流水されます。その他申請書類の審査の結果については、農業委員会意見書及び審査票のとおりです。

整理番号7の事件は、農機具倉庫及び農業用施設資材置場への転用を目的とする所有権移転です。申請地は市役所から東北東〇〇キロメートルのところに位置し、農業振興地域整備計画において定められた農用地区域内農地です。申請人は、本市に居住する〇〇 〇〇氏です。申請人は会社に勤めていますが、父の農作業等の手伝いをされており、将来的には、土地を譲りうけ農業を行う予定です。今回、自宅に隣接している申請地に農機具倉庫及び農業用施設資材置場を建築するため本件を申請されました。現在、農用地利用計画指定用途の変更手続き中であり、来年1月下旬ごろに手続きが完了する見込みであり、敷地の雨水は自然流下により流水されます。

その他申請書類の審査の結果については、農業委員会意見書及び審査票のとおりです。以上で説明の方を終わります。

議長 （石坂 務）

事務局の説明が終わりました。

次に、調査委員の報告を求めます。

7 番委員 （高原 熊夫）

議案第 57 号に係る調査結果について、報告します。調査は、11月10日に、8 番委員及び私並びに事務局職員で行いました。

それでは、整理番号 1 の案件について報告します。申請地は、東側は宅地、北側は畑、西側及び南側は田に隣接していました。申請地の転用に当たっては、緩衝地を設けるなどの措置をされることから周辺農地への悪影響はないと判断しました。これらを含めた申請内容は、農業委員会意見書及び審査票のとおり立地基準及び一般基準に適合すると認めます。したがって、本件は許可相当であります。

続きまして、整理番号 2 の事件について報告します。申請地は、東側及び南側は宅地、北側及び西側は畑に隣接していました。申請地の転用に当たっては、緩衝地を設けるなどの措置をされることから周辺農地への悪影響はないと判断しました。これらを含めた申請内容は、農業委員会意見書及び審査票のとおり立地基準及び一般基準に適合すると認めます。したがって、本件は許可相当であります。

続きまして、整理番号 3 の事件について報告します。申請地は、北側及び東側は畑、南側及び西側は市道に隣接していました。申請地の転用に当たっては、ブロック壁を設けるなどの措置をされることから、周辺農地への悪影響はないと判断しました。これらを含めた申請内容は、農業委員会意見書及び審査票のとおり立地基準及び一般基準に適合すると認めます。したがって、本件は許可相当であります。

続きまして、整理番号 4 の案件について報告します。申請地は、東側は道路、北側は宅地、西側は雑種地、南側は畑に隣接していました。申請地の転用に当たっては、ブロック壁を設けるなどの措置をされることから周辺農地への悪影響はないと判断しました。これらを含めた申請内容は、農業委員会意見書及び審査票のとおり立地基準及び一般基準に適合すると認めます。したがって、本件は許可相当であります。

続きまして、整理番号 5 の案件について報告します。申請地は、東側は道路、北側は畑、西側及び南側は宅地に隣接していました。申請地の転用に当たっては、ブロック壁を設けるなどの措置をされることから周辺農地への悪影響はないと判断しました。これらを含めた申請内容は、農業委員会意見書及び審査票のとおり立地基準及び一般基準に適合すると認めます。したがって、本件は許可相当であります。

続きまして、整理番号 6 の案件について報告します。申請地は、東側及び北側は道路、西側及び南側は畑に隣接していました。申請地の転用に当たっては、ブロック壁を設けるなどの措置をされることから周辺農地への悪影響はないと判断しました。これらを含めた申請内容は、農業委員会意見書及び審査票のとおり立地基準及び一般基準に適合すると認めます。したがって、本件は許可相当であります。

続きまして、整理番号 7 の案件について報告します。申請地は、東側及び北側は畑、西側及び南側は宅地に隣接していました。本件は農機具倉庫への転用です。申請地は、農用地区域内の農地ですが、阿久根市長あて農用地区域の用途変更の申請がされており、現在、手続き中であります。申請地は、切土が行われ、農業用倉庫

が建築されます。申請地の雨水は、自然流下により流水されます。これらを含めた申請内容は、農業委員会意見書及び審査票のとおり立地基準及び一般基準に適合すると認めます。

以上です。

議長（石坂 務）

調査委員の報告が終わりました。これより質疑を許します。

質疑ございませんか。

2番委員（中野 和徳）

整理番号7について説明してください。本件は農用地区域内の農地ですので農用地区域の用途変更をするとのことであり、市農政課の方で事務をすすめると理解しております。しかし除外について条件を考慮する必要があります。本日配布された農業委員会手帳の24ページになりますが、除外の規定があり、農地の転用を目的とする農用地区域からの除外は、次の要件を満たす場合に限り行うことができる、①として農用地等以外の土地にすることが必要かつ適当で、農用地区域以外に代替する土地がない、という規定があります。譲受人は、地籍図を見ますと、本件の土地の近辺に677㎡の宅地を所有しているようです。本申請の農業用倉庫という目的が約50㎡くらいですが、転用する特段の理由があるかどうかを教えてください。

事務局（岩崎 展幸）

只今の中野委員の質疑について、農用地区域以外の代替地の検討があったかどうかという質疑についてですが、譲受人は他に代替の土地を3件探し、地権者と交渉したところですが、金額面の折り合いがつかず、代替地が見つからなかったため、本件の申請に至ったというところであります。

2番委員（中野 和徳）

農用地区域除外については、市が判断することであり、農業委員会の権限とは別ですけれども、それを踏まえたうえで判断していただければと思って質疑を行ったところです。

議長（石坂 務）

協議会に切り替えます。

～協議会～

議長（石坂 務）

協議会を終了し、総会に戻ります。

事務局（鍋藤 雄太）

先ほどの中野委員の質疑につきまして、農用地区域の除外との説明がございましたが、こちらにつきまして、正確には、農用地区域を農地から農業用施設用地に用途変更を行う手続きとなります。

本件につきましては、農政課による農用地区域の用途変更が必要になりますが、現在譲受人が農政課に申請された段階であるため、整理番号7の許可については、農業委員会総会で別途諮問が行われ、同意がなされたのちに許可を行うよう、ご審議頂きたいと思えます。よろしくお願ひいたします。

議長（石坂 務）

そういうことで、整理番号7につきまして条件付き許可により審議したいと思えます。よろしくお願ひいたします。

他に質疑ありませんか。

委員 ～質疑なしの声あり～

議長（石坂 務）

質疑なしと認めます。お諮りいたします。

整理番号1から6につきまして、調査委員の報告は、許可相当であります。調査員の報告のとおり許可することにご異議ありませんか。

委員 ～異議なしの声あり～

議長（石坂 務）

ご異議なしと認めます。よって、本件については原案のとおり許可することに決定いたします。

次に、整理番号7につきまして、調査委員の報告は、許可相当であります。本件については、農政課より農用地区域の用途変更手続きについて、本農業委員会に諮問が行われ、同意がなされたのちに許可を行う旨、条件付き許可とすることに、ご異議ありませんか。

委員 ～異議なしの声あり～

議長（石坂 務）

ご異議なしと認めます。よって、本件については条件付き許可とすることに決定いたします。

議長 (石坂 務)

日程第7, 議案第58号 非農地証明願いについてを議題といたします。

本件は、本委員会が行った農地法第30条第1項の調査において非農地と判断し、また、本市農政課が行った荒廃農地の発生・解消状況に関する調査において農地に復元し、利用することが困難であると判定された土地であります。また、証明願いが提出された後に行った、農地利用最適化推進委員による再調査においても同様の結果でありました。したがって、本件については、非農地と判断することにご異議ありませんか。

委員 ~異議なしの声あり~

議長 (石坂 務)

異議なしと認めます。よって、本件については、非農地とし、証明することに決定いたします。

議長 (石坂 務)

日程第8, 議案第59号 農用地利用集積計画についてを議題といたします。
事務局に説明を求めます。

事務局 (川畑 幸博)

それでは、議案第59号 令和3年農用地利用集積計画書 第11号について説明させていただきます。なお、本計画書の公告年月日は、令和3年11月30日となります。

(議案資料にて説明)

以上ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長 (石坂 務)

事務局の説明が終わりました。これより質疑を許します。
質疑ありませんか。

3番委員 (石原 勇一郎)

貸借について1番の借人ですが、契約期間が10年間にいますけれども、ちょっと問題のある方で、賃借料を支払っていなかったり、また、今日の資料の中にもありますが、借人が借りてる土地で、使用済み農業用マルチを農地に埋設しているような事をしているわけだが、この方に農地を貸しているのでしょうか。

事務局（川畑 幸博）

1 番の案件につきましては、石原委員が言われたとおり、賃借料について事実関係を確認したところ、賃借権設定の期間に賃借料を支払っていないことが確認されました。私の方から借受人の方に連絡をし、契約どおりの使用料を支払い、実際に貸人の所に出向いて行って話を通してくださいと確認をしました。今までの賃借料についても使用料をその場で一括で支払い、改めて貸付人の方とも話をしてもらって、ちゃんとした話をしてくださいと説明をしまして、当該借人につきましては、資料のとおり、口座振込で毎年3月には支払うと支払方法を確認しまして、今回提案したという次第であります。

3 番委員（石原 勇一郎）

契約期間が10年ですので、貸人が畑を巡回するなど対策をとらないと、適正に農地を管理するかどうか非常に心配なところがあります。

事務局（川畑 幸博）

今、石原委員の質疑にありますとおり、本日配布しております農業用マルチの埋設について、本事例のとおり借人として不適切な耕作状況もあり、場合によっては、本案件も含めて阿久根市内で耕作する農地で他にもやっていないか、わかる範囲で確認をしたというところでもあります。もしこのようなことが確認されましたら、今後は農業委員会の仲介は難しいですよと、事務局から借人に強く指導しています。

1 1 番委員（白濱 和利）

この借人に関してですが、私も昨年、賃借料を支払っていない状況を相談されたことがあり、やはりお金のことだから、厳重に考え、借人には心を改めてもらって、貸付をすすめるようにお願いしたいと思います。

4 番委員（園田 勇一）

本案件は私が仲介しましたが、賃借料を支払っていなかった理由は、払い先がわからず支払っていないと借人から状況説明を受けました。事務局に相談してちゃんと払ってもらおう形にして、最初は貸人も賃借料を支払っていないから貸さないという意向だったが、適正に賃借料を支払った後は、貸してよいと意向が変わり、10年間貸してよいと貸人が意向を示されたから、私もその方向で動きますと話し、今回の提案になりました。

1 1 番委員（白濱 和利）

昨年は未払の件で、別の貸人が鹿児島市内から駆け付け、打ち合わせをもった状況もありました。十分気を付けて進めていただきたいと思います。

議長 (石坂 務)

そういう状況ですので、貸借については注意をしていただきたいと思います。
他に質疑ありませんか。

委員 ～質疑なしの声あり～

議長 (石坂 務)

質疑なしと認めます。お諮りいたします。
ただいま議題となっている件について原案のとおり決定することにご異議ありま
せんか。

委員 ～異議なしの声あり～

議長 (石坂 務)

異議なしと認めます。よって、本件については原案のとおり決定いたします。

議長 (石坂 務)

次に議事参与分を審議いたしますので、9番富永勝志委員は退席を願います。
(9番富永勝志農業委員退席)

議長 (石坂 務)

それでは事務局に説明を求めます。

事務局 (川畑 幸博)

それでは、引き続き説明をさせていただきます。
(議案資料にて説明)
以上ご審議のほどよろしくお願ひします。

議長 (石坂 務)

事務局の説明が終わりました。これより、質疑を許します。
質疑ありませんか。

委員 ～質疑なしの声あり～

議長 (石坂 務)

質疑なしと認めます。お諮りいたします。
ただいま議題となっている件について原案のとおり決定することにご異議ありま
せんか。

委員　～異議なしの声あり～

議長　（石坂　務）

異議なしと認めます。よって、本件については原案のとおり決定いたします。

9番富永委員の着席を認めます。

（9番富永勝志農業委員着席）

議長　（石坂　務）

次に、議事参与分を審議いたしますが、私は退席いたします。白濱会長代理、よろしくお願ひします。

（議長退席）

（11番白濱和利委員，議長席着席）

11番委員（白濱　和利）

慣例によりまして、会長に代わって、私が議長をつとめさせていただきます。

それでは、議事参与の制限にかかる案件を審議いたします。事務局に説明を求めます。

事務局　（川畑　幸博）

それでは、引き続き説明をさせていただきます。

（議案資料にて説明）

以上ご審議のほどよろしくお願ひします。

11番委員（白濱　和利）

事務局の説明が終わりました。これより、質疑を許します。

質疑ございませんか。

委員　～質疑なしの声あり～

11番委員（白濱　和利）

質疑なしと認めます。お諮りいたします。

ただいま議題となっている件について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

委員　～異議なしの声あり～

1 1 番委員（白濱 和利）

異議なしと認めます。よって、本件については原案のとおり決定いたします。
会長の着席を許可し、議長を交代いたします。

（1 1 番委員白濱和利委員，議長席退席）

（会長，議長席着席）

議長（石坂 務）

以上で提案された議案については全て終了いたしました。それでは，その他に皆さん方の報告などがありましたらお願いします。

委員 ～なしの声あり～

議長（石坂 務）

事務局はありませんか。

事務局（鍋藤 雄太）

ございません。

議長（石坂 務）

それでは、ほかにはないので、以上をもって総会を閉会いたします。

閉会時刻 9時58分

農業委員会会長

議事録署名人

議事録署名人

書 記